

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第44回）

- 日時：令和2年11月14日（土） 午後1時～
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：知事、副知事、統轄監
令和新時代創造本部、危機管理局、総務部、
福祉保健部、生活環境部
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所
日野振興センター、鳥取市保健所、アドバイザー
- 議題：
 - (1) 新型コロナウイルス感染症陽性者の発生について
 - (2) その他

県内における新型コロナウイルス感染症患者の確定について(52例目・第1報)

【52例目】

1 概要

性別：男性

年代：10代

居住地：西部地区

職業：会社員

2 現在の症状：なし

3 経過（発症日2日前の行動歴）

10/31(土) 勤務

11/ 1(日) 勤務

11/ 2(月) 勤務

倦怠感、発熱(37°C台) 【発症日】 → 接触者等相談センターに相談後、医療機関Aを受診

11/ 3(火) ~11/13(金) 会社を休む。

11/ 3(火) 発熱(37°C台)

11/ 4(水) 発熱(37°C台)、咽頭痛

11/ 5(木) 発熱(37°C台)。接触者等相談センターに再度の相談後、医療機関Bを受診
→ 医師が1週間の健康観察と外出自粛を指導

11/ 6(金) 咽頭痛

11/ 7(土) ~11(水) 症状なし

11/12(木) 医療機関B受診 → 検体採取 → 民間検査機関へ検査依頼

11/13(金) 陽性判明

4 発症日14日前までの国外、県外への移動歴：県外への訪問歴あり

5 現在の患者の状況：感染症指定医療機関に入院(11/13)

6 濃厚接触者等の調査状況：濃厚接触者：3人 (11/13：1人検査済み→陰性。11/14：2名検査中) (11月14日 11:00時点) 接触者：調査中 (11/13：5人検査済み→全て陰性。11/14：33名検査中)

対応方針

1. 患者対応

11月13日 感染症指定医療機関に入院

2. 濃厚接触者等への対応

- ・ 積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者を特定
 - 最終接触日より2週間の健康観察
 - 外出自粛要請
- ・ 濃厚接触者や検査を希望する方等に対し、PCR検査を実施
- ・ 感染源特定のため、発症前2週間の行動歴を調査し、関係する都道府県に情報提供を行う。

医療提供体制

1. 入院体制について(11月13日時点)

確保病床(A)	現時点確保病床(B)	入院者(C)	C/A	C/B
313床	170床(※)	11人	4%	6%

(※)現時点確保病床を臨時的に18床追加確保中(152床⇒170床)

2. 宿泊療養体制について

1施設(66室)を開設済み

鳥取県版新型コロナ警報

地域	発令区分	備考
東部地区	注意報	11/14 警報から移行
西部地区	注意報	11/6～

【参考】

- ・警報の解除基準:次の①②のいずれかが基準を下回った日の翌日
 - ①新規陽性患者数:東部3人/週、中部2人/週、西部3人/週
 - ②現時点確保病床稼働率:圏域ごとに稼働率15%超
- ・注意報の発令基準:新規陽性患者数が東部1人/週、中部1人/週、西部1人/週に達した日(圏域単位で発令)

＜感染防止対策の徹底、検査・医療体制の強化＞

- 手洗い、マスク着用、換気等の感染防止対策の呼びかけ強化
- 保健所機能の強化(積極的疫学調査、相談対応)
- 医療提供体制に関する各種データの積極的公開
- 医療・福祉施設の感染防止対策の確認

＜総勢40名態勢で保健所を支援＞

- 疫学調査への応援のほか、ドライブスルー検体採取、その他の応援を行うための態勢を継続

県民の皆さんへ

◆都會などの県外との往来、会食、親しい間柄、若い世代などで、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大しています。

◆自分を守り、大切な人を守り、地域と社会を守るために、改めて感染予防対策を徹底し、慎重な行動をお願いします。

◆症状等があれば、積極的に検査を受けましょう。

◆倦怠感やのどの違和感、発熱、味覚・嗅覚など少しでも違和感を自覚した場合には出歩かず、まず、事前にかかりつけ医に連絡しましょう。相談先に迷う場合は「受診相談センター」にご相談ください。

受付時間：9:00～17:15 0120-567-492(コロナ・至急に)

上記以外 [東部] TEL0857-22-8111 [中部] TEL0858-23-3135 [西部] TEL0859-31-0029

◆接触がご心配な方は、「接触者等相談センター」にご相談ください。

[東部] TEL0857-22-5625 [中部] TEL0858-23-3135 [西部] TEL0859-31-0029

◆誰もがどこでも感染する可能性があります。患者、医療従事者やその家族などに対し、誤解や偏見に基づく差別を行うことは決して許されません。自分もいつ感染してもおかしくないと考え、新型コロナウイルス感染症に立ち向かっている患者、医療従事者の皆さまを思いやり、支えあいの気持ちでみんなで応援しましょう。

◆紅葉など、観光や外出の機会も増える時期になりました。身近なところで感染する可能性もありますので、引き続き感染予防に努めてください。

◆飲酒を伴う懇親会等や、大人数や長時間に及ぶ飲食以外でも、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まる場を避けるなど、特に注意をお願いします。

◆親しい間柄であっても、マスクを外す瞬間をウイルスが狙っています。引き続き「三つの密(密閉、密集、密接)」を避ける、人ととの感染防止距離(概ね2メートル)を取る、距離が取れない場合のマスクの着用、こまめな手洗い、こまめな換気などの感染予防に十分注意を払っていただきますようお願いします。リスクの高い高齢者、基礎疾患のある方や妊婦と会われる際は、特に注意しましょう。

①帰宅後や何かを口に入れる前後(喫煙も含めて)の手洗いを徹底してください。

②人と会話する際や距離が近い場合のマスクの着用を徹底していただきますようお願いします。

③倦怠感やのどの違和感、発熱、味覚・嗅覚など多少の違和感を自覚した場合、親しい人であっても人と接触する際にマスクを着ける、人の会食はさけていただくようお願いします。

◆ご自身の予防と感染拡大防止のため、「とっとり新型コロナ対策安心登録システム」や接触確認アプリ「COCOA」などを活用しましょう。

<第三波に向けた予防のポイント>

◆注意力の低下や気の緩みなどにより、感染リスクが高まる「5つの場面」に注意しましょう。

- ①飲酒を伴う懇親会等
- ②大人数や長時間におよぶ飲食
- ③マスクなしでの会話
- ④狭い空間での共同生活
- ⑤仕事から休憩室、喫煙所、更衣室等への居場所の切り替わり

◆飛沫感染を防ぐ

- ・新型コロナウィルスは、口から出していく息、会話、咳、くしゃみなど、飛沫の水分に守られて、感染が拡大していきますが、寒くなるとウイルスは比較的壊れにくくなり、更に乾燥で遠くまで飛ぶようになりますので、これまでより飛沫や接触による感染に一層の注意が必要になります。
- ・この飛沫は、マスクの着用で大部分は防ぐことができますので、十分な距離がとれない場面では、マスク着用を心がけましょう。
- ・空気の流れを作ることでも、この飛沫の濃縮を防ぎ感染力が弱まることが判ってきました。屋内では空気の出入り口を2か所設け流れを作る工夫をするなど、暖房していくても時々窓を開けて換気に努めましょう。

◆消毒や手洗いで接触感染を防ぐ

- ・一般的に使われているアルコール消毒液、洗剤、石けんの成分は、新型コロナウィルスの皮膜を壊すのに有効です。
- ・物に付着した新型コロナウィルスが接触感染を起こす可能性がありますが、通常の家庭用洗剤手洗い用洗剤で、十分消毒することも可能です。手指消毒やこまめな手洗い、よく触れる部分の消毒などをしっかりと行って、接触感染を防ぎましょう。

国通知：12月以降のイベント開催制限のあり方について（概要）

- 感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく。
- イベントの収容率要件及び人数上限については、当面来年2月末まで、原則として現在の取扱いを維持することとする。ただし、来年2月末までの間であっても、足元の感染状況や大規模イベントの実証結果等を踏まえ、見直すこともあり得ることとする。
- その上で、エビデンス等に基づき、収容率要件について、**12月以降、大声での歓声、声援等がないことを前提としたイベント（クラシック音楽コンサート等）を100%以内、大声での歓声、声援等が想定されるイベント（ロック・ポップコンサート等）を50%以内とする現行制限を維持した上で、飲食を伴うが発声がないもの（映画館等）は、追加的な感染防止策を前提に100%以内とする。マスク常時着用、大声禁止等の担保条件が満たされていない催物は、引き続き、50%以内とする。**
- これまでと同様、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断により厳しい制限を課すことも可能。また、引き続き大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、**業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。**
- 来年3月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。

分科会提言の指標と鳥取県の状況

指標			鳥取県 11月13日現在	ステージⅢ(※) の指標目安	
医療提供体制等の負荷	① 病床のひつ迫具合	病床全体	現時点確保病床占有率	6% (11/170床)	25%以上
			最大確保病床占有率	4% (11/313床)	20%以上
		うち重症者用病床	現時点確保病床占有率	0% (0/40床)	25%以上
			最大確保病床占有率	0% (0/47床)	20%以上
	② 療養者数(対人口10万人) ※県人口55.6万人で計算		2.0人 (実数11人)	15人以上	
監視体制	③ 検査陽性率(直近1週間) ※11/6~12		1.2% (13/1,017人)	10%以上	
感染状況	④ 陽性者数(対人口10万人/週) ※11/7~13		1.6人 (実数10人)	15人以上	
	⑤ 陽性者数の直近1週間(11/7~13)と前週の比較		多い (10人/4人)	多い	
	⑥ 感染経路不明割合(直近1週間) ※11/7~13		30% (3/10人)	50%以上	

※ステージⅢ：感染者急増段階（感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階）

⑤の指標は目安を超えているが、感染拡大リスクを判断する上で重要な病床占有率は目安を大幅に下回っていることから、本県はステージⅡ（感染者漸増段階）にあると考えられる。⁹

本県でのイベント開催要件 [対象期間：12月1日～当面来年2月末]

現時点では、現時点確保病床占有率が25%未満（現状6%）であり、感染レベルが低いと判断されることから、県版ガイドラインの遵守を前提に、引き続き次の基準とする

区分	収容率等		人数上限
	歓声・声援等が想定されないもの	歓声・声援等が想定されるもの	
席がある場合	収容率100%以内 (飲食を伴うが発声のないものも含む（別紙参考）)	収容率50%以内	①収容人数1万人超 ⇒収容人数の50% ②収容人数1万人以下 ⇒5,000人 <small>(注) 収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）</small>
席がない場合	人と人とが接触しない程度の間隔	十分な人ととの間隔 (1m)	

※全国的・広域的な人の移動が見込まれる祭り等については、クラスター対策が困難であることから、中止を含めて慎重に判断。

◆現時点確保病床占有率が25%以上になった場合は、感染防止対策を徹底した上で次の基準での実施とする。

【屋内】5,000人以下かつ収容定員の50%以下の参加人数

【屋外】5,000人以下かつ人との間隔を十分確保（概ね2m）

映画館等（飲食を伴うものの発声がないもの）における感染防止策

- 今後、必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合には、イベント中の発声がないことを前提にし、うるさい催物に限定して、収容率を**100%**以内にすることができるることとする。

具体的な条件（感染防止策）

① 食事時以外のマスク着用厳守	<ul style="list-style-type: none"> ・入場時に着用を確認し、必要に応じマスクの配布、販売を実施すること ・イベント前に飲食時以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等で周知すること ・イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を求めること ・着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図る
② 会話が想定される場合の飲食禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば、映画の場合は、発声が想定される場面（例：上映前後・休憩中のシアター内等）での飲食禁止 ・その他の催物についても、上記の要件に照らし、会話の有無を判断し、会話があり得る場面では飲食禁止を徹底
③ 十分な換気	<ul style="list-style-type: none"> ・二酸化炭素濃度1000ppm以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が$30\text{m}^3/\text{時}/\text{人}$以上に設定されておりかつ当該換気量が実際に確保されていること (野外の場合は確認を要しない)
④ 連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等
⑤ 食事時間の短縮	<ul style="list-style-type: none"> ・長時間の飲食が想定される場合は、マスクを外す時間をなるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努めること

「新型コロナ克服くらしの安心相談・応援窓口」へ

引き続き、イベントの企画にあたり、新型コロナ感染拡大予防策について、お気軽に県相談窓口へご相談ください。

- 公演(コンサート・演劇等)、スポーツ(競技大会・プロリーグ戦等)、販売促進(フリーマーケット・グルメフェスタ等)等のイベントで、全国的又は1000人超の集客を伴うイベント等を開催する場合には、「新型コロナ克服くらしの安心相談・応援窓口」に、申出が必要です。
- 客席の混雑度だけでなく、来場、入場、物販、トイレ、退場、帰宅時等の混雑対策が適切に行われるよう、事前の相談時に助言を行います。

窓口

東部	県庁くらしの安心推進課	☎0857-26-7982
中部	中部総合事務所生活環境局	☎0858-23-3982
西部	西部ワンストップセンター	☎0859-31-9637